

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

別表3

判定料金		単位：円（税抜）		
延べ面積	ホテル、病院、集会所		標準入力法・主要室入力法	
	標準入力法	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法
2,000㎡未満	250,000	150,000	180,000 (150,000)	80,000 (60,000)
2,000㎡以上 3,000㎡未満	300,000	180,000	200,000 (180,000)	100,000 (80,000)
3,000㎡以上 4,000㎡未満	350,000	200,000	230,000 (200,000)	130,000 (100,000)
4,000㎡以上 5,000㎡未満	400,000	230,000	250,000 (230,000)	150,000 (120,000)
5,000㎡以上 10,000㎡未満	450,000	250,000	300,000 (250,000)	200,000 (150,000)
10,000㎡以上 20,000㎡未満	550,000	300,000	350,000 (300,000)	250,000 (180,000)
20,000㎡以上 50,000㎡未満	650,000	350,000	450,000 (350,000)	300,000 (200,000)

- 用途種別の詳細については、別途ご相談下さい。
- 一つの確認申請に適合性判定建築物が複数棟ある場合は、棟ごとの料金の合計額とする。
- 一つの棟に用途が複数ある場合、用途ごとに当該面積を算定し、その比率が最も大きくなる用途を適用した上で建築物全体の面積で算定する。
- 主要な用途が工場、倉庫等の場合、（ ）内の料金を適用する。
- 計画変更の場合は、当初適用した料金の60%の額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法に変更等、計算方法を変更する場合又は直前の判定業務を他機関等が行っている場合は、あらたに判定の業務を引受けたものとする。
- 軽微変更該当証明書を交付する場合は、当初適用した料金の50%の額とする。
- 住宅と非住宅を有する複合建築物の場合は、非住宅部分を対象にして、上記表に定める料金を適用する。なお、住宅部分が所轄行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付などの事務手数料として、対象となる棟あたり、10,000円（税抜）を徴収する。
- 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとにして、上記表に定める料金を適用する。ただし、既存の部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合は、増改築部分の非住宅部分の用途、面積により料金を算定する。
- 上記に定める料金以外による場合は、別途、見積り等とする。